

## モデル事業支援事業等助成金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、観光客や消費者から選好される競争力を持った魅力ある観光地域づくりを推進するため、人吉球磨ブランド「人吉・球磨 風水・祈りの浄化町」を構成する食、お土産、アクティビティ又は宿泊などに係る民間事業者によるモデル事業実施企画に対し、(一社)人吉球磨観光地域づくり協議会(以下「観地協」という。)が予算の範囲内でモデル事業支援事業等助成金(以下「助成金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、人吉球磨地域に活動拠点を有する法人、団体及び個人事業主とする。ただし、団体にあつては、規約等を有し、代表者が明らかであつて、団体としての意思決定により事業を実施することができる団体とする。また、複数の事業者が合同で実施する場合、その組織体制及び代表者が明確であることとする。

(助成対象事業)

第3条 助成金の交付対象となる事業(以下「助成対象事業」という。)は、次に掲げるとおりとする。

「人吉・球磨 風水・祈りの浄化町」ブランドコンセプトの趣旨を反映したモデル事業を行う事業とする。また、交付対象は、一事業に対し事業経費総額25万円以上の事業とする。

(助成対象経費、助成金の額)

第4条 助成金の交付対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、助成対象事業を継続、又は実施するための備品費、消耗品費、原材料費、委託料、通信運搬費、使用料、指導者等謝金旅費、広告宣伝費、賃借料(ただし家賃を除く。)及び印刷代とする。ハード事業経費、人件費、賃金は対象外とする。

2 助成対象者に交付する助成金の額は、一事業あたり20万円を限度とする。

3 同一の助成対象者に対する助成金の重複した交付は、不可とする。

第5条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、助成金交付事業企画書(様式第1号)と収支内訳書(様式第2号)を観地協に提出しなければならない。

(審査委員会の設置)

第6条 観地協は、前条に規定する企画書を適正かつ迅速に審査するため、審査委員会を設置する。

2 審査委員会の委員は、観地協ブランド戦略本部の構成員から3名を充てる。

(助成金の交付決定)

第7条 観地協は、第5条に規定する企画書が提出されたときは、その内容を審査し、適当であると認めた場合は、交付決定通知書(様式第3号)により、助成金を交付することが

できる。

- 2 観地協は、前項の規定により助成金の交付を決定する場合において、当該助成金の交付を受けた助成対象者（以下「助成金交付対象者」という。）に対し条件を付すことができる。

（助成金の実績報告）

第8条 助成金交付対象者は、助成対象事業が完了したときは、事業実績報告書（様式第4号）に次の各号に掲げる書類を添えて、観地協に提出しなければならない。

- (1) 事業実施に係る写真等
- (2) その他観地協が必要と認める書類

2 助成金交付対象者は、助成を受けた事業の売上や客数等の実績を観地協に提供しなければならない。

（助成金の取消し及び返還）

第9条 観地協は、助成金交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分について、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 事業計画の内容と実際の活動の内容が著しく異なるとき。
- (3) 第7条第2項の規定により付した条件に違反したとき。
- (4) 助成対象事業の全部又は一部が実施されなかったとき。

2 観地協は、前項の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、助成金取消通知書（様式第5号）により助成金交付対象者に通知するものとする。

（委任）

第10条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、観地協が別に定める。

## 附 則

1 この要項は、令和5年9月25日から施行する。

<評価基準>

- ① マーケティング戦術が一体化した計画であること。 ※4P
- ② ①の計画を実施可能なことが確認できること。
- ③ 風水・祈りの浄化町の戦略に基づいた商品または体験であること。
- ④ 風水・祈りの浄化町の戦略に基づいた売り場であること。
- ⑤ 風水・祈りの浄化町の戦略に基づいた売り方であること。
- ⑥ 当協議会への貢献度

※参考) モデル事業とは

- ① **Product** (売り物)、**Place** (売り場・流通)、**Promotion** (販促・PR) の3つのマーケティング戦術を、風水・祈りの浄化町に基づいて、一体化して実施できる事業

※**Product** (売り物) :

売る対象となる商品及び体験のこと。

※**Place** (売り場、流通) :

商品が陳列され、消費者が買う気をそそるような表示や装飾が施され、原則として消費者が自由に出入りでき、商品の売買が行われること。

※**Promotion** (販促・PR) :

- ・WEBやSNS等でのPR活動
- ・販促物 (チラシ、パンフレット、DM、ノベルティグッズ等) の配布
- ・POP等の店内装飾、イベント、キャンペーン等の実施
- ・値引き、キャッシュバック、サンプル、クーポン、景品などの配布
- ・展示会、デモンストレーション、コンテスト等の実施

- ② 商品 (体験含む) を開発し、売場を作り、販促を行うことを一体化した事業の企画立案ができ、かつそれを実施することが可能な事業 (いずれか1つのみだけの活動は認められない。)
- ③ 3つのマーケティング戦術のうちいずれかを既に実施しており、新たにそのいずれかを1つ以上構築できる事業  
たとえば、既存のブランド商品のブラッシュアップのみは認められない。

助成金交付事業等企画書

一般社団法人  
人吉球磨観光地域づくり協議会  
会長 松岡 隼人 様

申請者 所在地 〒  
名 称  
代表者名 印  
連絡先

モデル事業支援事業等助成金の交付を受けたいので、企画書を提出します。

1 事業名 \_\_\_\_\_

2 事業経費総額 金 \_\_\_\_\_ 円  
うち補助事業対象経費総額 金 \_\_\_\_\_ 円

3 添付書類

- ・収支内訳書（様式第2号）とその根拠となる見積書
- ・モデル事業計画書  
※定型のフォームはございません。400文字以内で自由に記載してください。  
事業計画スケジュールや計画図、写真等がございましたら添付してください。
- ・当協議会への貢献内容説明書  
※定型フォームはございません。過去の実績、観地協との将来の連携予定など  
について、200文字以内で自由に記載してください。WGリーダーからの  
推薦等があれば添付してください。

4 振込先口座名（\*振込手数料は、協議会負担）

金融機関名		支店名	
口座種類	普通 ・ 当座	口座番号	
口座名義		フリガナ	

5 その他特記事項

注) 口座名義と代表者は、一致することが望ましい。団体の事務局等が振込先の場合は、  
役職名簿等それを証する書類の添付が必要です。

様式第2号（第5条関係）

モデル事業支援事業 収支内訳書

（単位：円）

	科目	金額	説明
収入			
	計		
支出			
	計		

モデル事業支援事業等助成金交付決定通知書

申請者 所在地  
名称  
代表者名 様

一般社団法人  
人吉球磨観光地域づくり協議会  
会長 松岡 隼人 様

令和 年 月 日付けで申請があったモデル事業支援事業等企画書の内容を審査した結果、次のとおり助成金額を決定しましたので、通知いたします。  
助成事業が完了したときは、速やかに事業実績報告書を提出してください。

1 事業名（又は商品名） \_\_\_\_\_

2 助成金額 金 円

モデル事業支援事業等実績報告書

一般社団法人  
人吉球磨観光地域づくり協議会  
会長 松岡 隼人 様

報告者 所在地  
名 称  
代表者名 印

令和 年 月 日付け人球観地協助第 号で交付決定通知のあったモデル事業  
支援事業等を完了したので、要項第8条第1項の規定により次のとおり報告します。

1 事業名（又は商品名） \_\_\_\_\_

- 2 添付書類
- ・収支決算書（様式は問わない）
  - ・事業実施に係る資料、写真等
  - ・経費における領収書又は支払いを証する書類の写し 等

様式第5号（第9条関係）

人球観地協助第 号  
令和 年 月 日

モデル事業助成対象事業 助成金取消通知書

申請者 所在地：  
名 称：  
代表者名： 様

一般社団法人  
人吉球磨観光地域づくり協議会  
会 長 松岡 隼人

令和 年 月 日付け人球観地協助第 号で交付決定通知のあった助成金の（全  
部・一部）を取り消したので、要項第9条第2項の規定により、令和 年 月 日  
までに金（ ）円を返還してください。

（取消しの理由）

（返金先）

口座名義 一般社団法人人吉球磨観光地域づくり協議会 会長 松岡 隼人  
口座番号 肥後銀行人吉駅前支店（275） 普通口座1689119  
住 所 球磨郡あさぎり町免田東1774番地  
電話番号 0966-49-9010